出産に伴い休業される方へ

ご出産された方（ご出産予定の方）へのお知らせ

勤務先に育児休業がない方は、出生されたお子様の預け先を探す期間等として、特例的に一定期間は休業したまま在園中のお子様をお預けすることができます。

なお、特例の預かり期間中の保育必要量は、原則「短時間」の認定となります（出産（予定）日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間は除きます。）。ただし、保護者の申し出に応じて、保育必要量を「標準時間」の認定に変更することもできます。

また、復職（就労再開）の意思がない場合の在園できる期間は、出産月の翌月から２ヶ月間となります。

１．特例預かり期間

出産月の翌月から出生されたお子様が１歳になる日が属する月の末日の前日まで

（例：１月出産の場合、翌年１月31日までに復職（就労再開）する必要があります。）

２．提出書類

復職（就労再開）に関する確認書

左記の二次元コードから電子申請できます。
入力後、送信してください。

３．提出期限

出産（予定）月の２か月後の月の末日まで

（例：１月出産の場合、３月31日までにご提出ください。）

４．その他

（１）復職（就労再開）後１か月以内に、次の書類をご提出ください。

・外勤の場合……復職証明書

・自営業の場合…復職日を記入した就労証明書

（２）特例預かり期間を超えて、復職（就労再開）されていないことが判明した場合には、理由にかかわらず退園となります。

【問い合わせ・提出先】
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
保育課 認定･入園係
☎03-3312-2111(代表)